

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当日の翌日  
を以て)

目次  
◆条 例 鳥取県自然環境保全審議会条例

## 条 例

鳥取県自然環境保全審議会条例をここに公布する。

昭和四十七年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十一号

鳥取県自然環境保全審議会条例

(設置)

第一条 自然環境の保全に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 県議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 県の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県観光総合審議会設置条例の一部改正)

2 鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

3 鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)に基づき設置された鳥取県観光総合審議会」を「鳥取県自然環境保全審議会」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】